

証券特定口座規定

(規定の趣旨)

第1条 この規定は、お客様（個人のお客様に限ります。）が租税特別措置法（以下「法」といいます。）第37条の11の3第1項の規定により、特定口座内保管上場株式等（特定口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録または保管の委託（以下、「保管の委託等」といいます。）がされる上場株式等をいいます。なお、この規定において「上場株式等」とは法第37条の11第2項に規定する上場株式等のうち、国債、地方債、政府保証債および投資信託をいいます。以下同じ。）の譲渡に係る所得計算等の特例の適用を受けるために、株式会社福岡中央銀行（以下「当行」といいます。）において開設される特定口座に関する事項および当行との権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。また、国債、地方債、政府保証債を総称して、以下「公共債」といいます。

2 前項のほか、お客様が法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるために当行に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式等の配当等（法第9条の3の2第1項に規定する「上場株式等の配当等」のうち、公社債の利子および投資信託の収益分配金に限ります。以下同じ。）の受領について、同条第4項第1号に規定される要件および当行との権利義務関係を明確にすることも目的とします。

3 お客様と当行の間における、各種サービス、取引の内容や権利義務関係に関する事項については、諸法令およびこの規定に定めがある場合を除き、当行の「証券総合取引約款」等の定めるところにより取り扱うものとします。

(特定口座の申込方法)

第2条 お客様が、当行に特定口座の開設を申し込むにあたっては、当行所定の「特定口座開設届出書（法第37条の11の3第3項第1号に規定されるものをいいます。以下同じ。）」に必要事項をご記入の上、記名押印し、これを公共債および投資信託受益権（以下「有価証券」といいます。）の取扱いをしている当行取扱店に提出していただきます。その際、お客様には住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証、個人番号カード等その他当行が必要と認める書類等をご提示いただき、氏名、生年月日、住所および個人番号等について確認をさせていただきます。

2 お客様が当行に特定口座を開設されるには、あらかじめ当行に有価証券に係る証券振替決済口座を開設いただくことが必要です。

3 お客様は当行で1口座に限り特定口座を開設できるものとします。

4 お客様が特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収をご希望の場合には、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等のときまでに、当行に「特定口座源泉徴収選択届出書（法第37条の11の4第1項に規定されるものをいいます。以下同じ。）」を提出していただきます。また、当該「特定口座源泉徴収選択届出書」が提出された年の翌年以降は、お客様からその年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等のときまでに特にお申出がない限り、当該「特定口座源泉徴収選択届出書」の提出があったものとみなします。なお、その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の後には、当該年内に特定口座における源泉徴収の取扱いを変更することはできません。

5 お客様が当行に対して、次条第1項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出さ

れており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、前項に規定されるその年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の前であっても、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払いが確定した日以後、お客様は、その年における特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を希望しない旨のお申出をすることはできません。

6 この規定に基づき特定口座が廃止された場合、同一年に再び当行に特定口座を開設することはできません。

7 特定口座に係るお届出の印鑑は、証券総合取引約款第3条により届出されたお届出の印鑑と同一の印鑑に限ります。

(源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出)

第3条 お客様が法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるためには、当行に前条に規定する特定口座を開設していただくとともに、同条4項に規定する「特定口座源泉徴収選択届出書」を提出いただき、源泉徴収選択口座内におけるその年の最初の譲渡および源泉徴収選択口座内に受け入れる上場株式等の配当等の支払いが確定する日までに、当行に対して法第37条の11の6第2項および租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の10の13第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出していただきます。

2 お客様が法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、お客様が「特定口座廃止届出書（施行令第25条の10の7第1項に規定されるものをいいます。以下同じ。）」を提出する場合を除き、源泉徴収選択口座内におけるその年の最初の譲渡および源泉徴収選択口座内に受け入れる上場株式等の配当等の支払いが確定する日までに、当行に対して法第37条の11の6第3項および施行令第25条の10の13第4項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出していただきます。

(特定保管勘定における振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託)

第4条 特定口座内保管上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、特定保管勘定（法第37条の11の3第3項第2号に定める特定口座に係る振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において行います。

(特定上場株式配当等勘定における処理)

第5条 第3条第1項の規定により源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（法第37条の11の6第4項第2号に規定する上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。

(特定口座を通じた取引)

第6条 特定口座を開設されたお客様が、当行との間で行う上場株式等の取引については、お客様から特にお申出がない限り、すべて特定口座を通じて行うものとします。ただし、一部の取引においては当行所定の

方法で取り扱います。

2 前項にかかわらず、非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款に基づく非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）を開設されているお客様（購入に係る取引については、その年分の非課税管理勘定が当行の非課税口座に設けられているお客様に限ります。）については、上場株式等（国内公募非上場株式投資信託に限ります。）の取引を当該非課税口座に設けられる非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択していただくものとします。

（所得金額等の計算）

第7条 特定口座における上場株式等の譲渡による所得金額の計算および源泉徴収選択口座内配当等に係る所得金額等の計算については、法その他関係法令の定めに基づいて行います。

（源泉徴収・還付の方法）

第8条 当行は、お客様から「特定口座源泉徴収選択届出書」の提出を受けた場合、および「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」をご提出いただいた場合には、法、地方税法その他関係法令に基づき、特定口座内保管上場株式等の所得について所得税・地方税の源泉徴収および特別徴収・還付を行います。

2 源泉徴収・特別徴収および還付は証券振替決済口座に係る指定預金口座からの引き落とし・入金により行います。指定預金口座からの引き落としの際には、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、普通預金通帳および同払戻請求書または小切手の提出は省略するものとします。

3 源泉徴収した税金について還付を行う場合は、証券振替決済口座の指定預金口座へ入金します。

（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲）

第9条 当行は、お客様の特定保管勘定においては、以下の上場株式等のみを受け入れます。

① 「特定口座開設届出書」の提出後に、当行への買付の委託により取得した、または当行から取得した法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等のうち当行が取り扱う国内公募非上場投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）または公共債で、その取得後直ちに特定口座に受け入れるもの。

② 当行以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座に受け入れられている投資信託または公共債の全部または一部を所定の方法により当行の当該お客様の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）することにより受け入れるもの（ただし、当行が取扱いしていない銘柄等は受け入れしません。）。

③ お客様が贈与、相続（限定承認によるものを除きます。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）により取得した投資信託または公共債で、当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者（以下「当該被相続人等」といいます。）の当行に開設していた特定口座で受け入れられていた投資信託もしくは公共債、または当該被相続人等が当行に開設していた非課税口座で受け入れられていた国内公募非上場株式投資信託、または当該被相続人等が当行に開設していた特定口座以外の口座に係る振替口座簿に記載または記録がされていた投資信託もしくは公共債で、引き続きこれらの口座に係る振替口座簿に記載または記録がされているもので、特定口座に移管される方法（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）で特定口座に受け入れるもの。

④ お客様が、施行令第25条の10の5第2項の規定により開設された出国口座に係る振替口座簿に引き続

き記載または記録がされている投資信託または公共債で、お客様からの「出国口座内保管上場株式等移管依頼書」の提出により当該出国口座から特定口座への移管により、そのすべてを受け入れるもの。

⑤お客様が当行に開設する非課税口座、または当行に開設する法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座で受入れされていた国内公募非上場株式投資信託で、所定の方法により当該非課税口座または当該未成年者口座から、お客様が当行に開設される特定口座へ移管により受け入れるもの（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）

⑥特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益権の分割又は併合により取得する上場株式等で当該分割又は併合に係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの。

⑦特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信託の併合（当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益権のみが交付されるもの（投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを含みます。））に限り、）により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの。

⑧前各号のほか租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項に基づき定められる上場株式等

⑨お客様が当行に提出された「非課税口座開設届出書」が、法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないものとされた場合において、その非課税口座で購入等し、保管されている株式投資信託で、その口座からお客様の特定口座への振替の方法によりそのすべてを受け入れるもの

（源泉徴収選択口座で受け入れる上場株式等の配当等の範囲）

第10条 当行は、お客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、法第9条の3の2第1項に規定する投資信託の収益分配金および公共債の利子で同項の規定に基づき当行により所得税および住民税を徴収するもの（当該源泉徴収口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載または記録がされている投資信託および公共債に係るものに限り、）のみを受け入れます。

2 当行が支払いの取扱いをする前項の投資信託の収益分配金または公共債の利子のうち、当行が当該投資信託の収益分配金または公共債の利子をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

3 第1項および第2項の規定にかかわらず、前条第9号の規定によりお客様の特定口座に受入れた株式投資信託に係る上場株式等の配当等については、当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れたものとして取扱います。

（譲渡の方法）

第11条 特定保管勘定において記載または記録がされている上場株式等の譲渡については、当行に対して譲渡する方法または当該譲渡に係る金銭の交付が当行の本支店を経由して行われる方法により行うものとします。

（特定口座からの上場株式等の払出しに関する通知）

第12条 お客様が特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しを行った場合には、当行は、お客様に対し、施行令第25条の10の2第9項第1号の定めるところにより当該払出しの通知を書面により行います。

(特定口座内保管上場株式等の移管)

第13条 当行は、第9条第2号に規定する当行以外の金融商品取引業者等の特定口座内保管上場株式等の当行の特定口座への移管は、施行令第25条の10の2第10項および第11項の定めるところにより行います。

(贈与、相続または遺贈による特定口座への受入れ)

第14条 当行は、第9条第3号に規定する贈与、相続または遺贈による特定口座への上場株式等の移管による受入れは、施行令第25条の10の2第14項第3号および第4号、同条第15項から第17項の定めるところにより行います。その際、お客様には当行に対して「相続上場株式等移管依頼書」を提出していただくものとします。

(特定口座年間取引報告書の送付)

第15条 当行は、法の定めるところにより特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までにお客様に交付します。なお、年間を通じて取引等(譲渡および配当等の受入れ)のなかった特定口座については、特定口座年間取引報告書の交付は行わないこととします。ただし、お客様から請求のあった場合には交付します。また、第17条の規定により特定口座が廃止された場合には、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付します。

2 お客様が「特定口座源泉徴収選択届出書」により源泉徴収を選択されているかどうかにかかわらず、当行は特定口座年間取引報告書を所轄の税務署に提出します。

(届出事項の変更)

第16条 「特定口座開設届出書」の提出後に、お届けの印鑑、氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく「特定口座異動届出書(施行令第25条の10の4に規定されるものをいいます。以下同じ。)」により当行にお届出いただく必要があります。また、その変更が氏名、住所または個人番号に係るものであるときは、お客様には住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証、個人番号カード等その他一定の書類を提示いただき、ご確認させていただきます。

2 特定口座を開設している当行の本支店の変更(移管)があったときは、施行令第25条の10の4の規定により、遅滞なく「特定口座異動届出書」を当行にご提出いただくものとします。

(特定口座の廃止)

第17条 この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは直ちに解約され、お客様の特定口座は廃止されるものとします。

① お客様が当行に対して「特定口座廃止届出書」を提出したとき。ただし、当該「特定口座廃止届出書」のご提出があった日前に支払いの確定した上場株式等の配当等でご提出を受けた日において当行がお客様に対してまだ交付していないもの(源泉徴収選択口座に受け入れるべきものに限り、)があるときは、当該「特定口座廃止届出書」は、当行がお客様に対して当該上場株式等の配当等の交付をした日(2回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付のうち最後に交付をした日)の翌日

に提出されたものとみなします。

②「特定口座開設者死亡届出書（施行令第25条の10の8に規定されるものをいいます。）」の提出があり、相続または遺贈の手続きが完了したとき。

③お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき。この場合、施行令の規定により「特定口座廃止届出書」の提出があったものとみなされます。

④証券振替決済口座が解約されたとき。

⑤法令諸規則等に照らし合理的な事由に基づき、当行がお客様に対し、解約を申し出たとき。

⑥その他やむを得

ない事由により、当行が解約を申し出たとき。

2 前項の規定に基づき特定口座が廃止されたときは、第3条の規定により「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」の提出がされていたとしても、源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例は適用されません。

（法令・諸規則等の適用）

第18条 この規定に定めのない事項については、法、地方税法、関係政省令および諸規則等に従って取り扱うものとします。

（免責事項）

第19条 お客様が第16条の変更手続きを怠ったこと、その他の当行の責めによらない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い等に関しお客様に生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。

（合意管轄）

第20条 この規定に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

（規定の変更）

第21条 この規定は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、または日本証券業協会が定める諸規則の変更その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

2021年4月